

**(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画素案に関する  
パブリックコメント手続きの実施結果について**

## 1 概要

平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るとともに、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するため、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の子ども・子育て支援施策の平成31年度までの主な取組、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について、「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画素案」として取りまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、17通（意見総数76件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

## 2 意見募集の概要

題名	(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画素案
意見の募集期間	平成26年12月11日（木）から平成27年1月19日（月） （40日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページへの掲載</li> <li>・市政だより（12月21日号）への掲載</li> <li>・各区役所、支所及び出張所</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各市民館、図書館</li> <li>・子ども・子育て支援新制度準備担当（市役所第3庁舎14階）</li> <li>・関係団体・施設、市立小・中・高・特別支援学校に案内を配布</li> </ul>

## 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	17通（76件）	
内訳	電子メール	6通（14件）
	FAX	8通（46件）
	郵送	1通（13件）
	持参	2通（3件）

## 4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続きの実施により、「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画素案」の趣旨に沿った意見、今後の取組を推進する中で参考とさせていただく意見、意見内容を反映したほうが計画の内容がわかりやすくなる意見がありました。そのため、「川崎市子ども・子育て支援事業計画」については、一部に意見を反映して策定します。

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、計画に反映させたもの

B：御意見の趣旨が計画に沿ったものであり、取組を推進するもの

C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D：計画に対する質問・要望の御意見であり、計画の内容を説明するもの

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	計
計画素案全般に関する事		3			3
第1章に関する事		1			1
第2章に関する事	1				1
第3章に関する事		1			1
第4章（基本目標Ⅰ）に関する事		1			1
第4章（基本目標Ⅱ）に関する事		5	4	6	15
第4章（基本目標Ⅲ）に関する事		7	8	7	22
第4章（基本目標Ⅳ）に関する事		2		6	8
第4章（基本目標Ⅴ）に関する事	2	2	2	6	12
第4章（基本目標Ⅵ）に関する事		3		5	8
第5章に関する事				1	1
第6章に関する事		3			3
合 計	3	28	14	31	76

6 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 計画素案全般に関すること (3件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	子ども・子育て会議について、さらに活発な議論と市民への啓発を行い、市全体が子育てに理解あるまちになるよう期待する。	子ども・子育て会議の所掌の一つとして「子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査・審議」が示されていることから、今後についても、継続的に計画の点検・評価・見直しを審議してまいります。	B
2	ニーズの先読みやそれへの対応は難しいかもしれないが、他の地域よりも充実した子育て支援策（例えば、小児医療費の所得制限緩和、病児病後児保育の拡充、わくわくプラザ事業の拡充）の実施を希望する。	この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくことを目的としていることから、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいります。	B
3	子ども・子育て支援の質を深めていけるようステージアップを期待する。		B

(2) 第1章に関すること (1件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
4	子どもの一年は大人の一年の何倍もの意義があります。5年の計画期間の過渡期にたまたまあたる子どもたちが不利益を被らないように適切な対応をお願いしたい。	子ども・子育て支援法の主旨においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本としております。 本計画も、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくことを目的とし、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいります。	B

(3) 第2章に関すること (1件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
5	図「認可保育所の状況(区別)」において、未入所児童数と待機児童数が分からないので、各区の状況の注釈を入れてほしい。	待機児童数は未入所児童数の内訳として図「認可保育所の状況(区別)」に表記するよう修正しました。	A

(4) 第3章に関すること (1件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
6	思春期(中学校)の支援が手薄な印象を受ける。精神的に不安定で進路の絡む特有の難しい時期に対応した支援の形を検討してほしい。	思春期の子どもの生活においては、学校が大きな部分を占めることから、本市の教育施策に関わる計画である「かわさき教育プラン第1期実施計画(平成27~29年度)」や、学齢期以降の青少年に関わる施策との整合を図り、教育、保健、福祉等の施策分野が緊密に連携した支援を引き続き推進してまいります。	B

(5) 第4章(基本目標Ⅰ)に関すること (1件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
7	たくさんの生活課題を抱えた外国人がいます。産後健診に来ない人、夜間労働のため公的保育が受けられず縁故者に子育てを頼み、日本生まれなのに会話能力がなく、集団生活を体験していないこどもがいます。最も公的支援が必要な人たちの現実を見据えた「絶え間なく流れるような支援体制」の具体化を期待します。	さまざまな文化を持った子どもや家庭が、地域でともに生きることができる環境づくりの推進に向けて、引き続き支援の充実に取り組んでまいります。	B

(6) 第4章(基本目標Ⅱ)に関すること (15件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
8	保育ニーズに対応するために、ファミリーサポート事業はまだ受け皿になりえない状況があり、継続的、柔軟で、きめ細やかな対応ができる仕組みづくりを行うため、派遣保育事業等の支援をしてほしい。 【同様意見他2件】	川崎市ふれあい子育てサポート事業について、引き続き取組を推進するとともに、新たに位置づけられる居宅訪問型保育事業を展開してまいります。また、事業の利用に対する情報提供については、区役所等における利用者支援事業を実施してまいります。	B

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
9	こども若者支援、世代間交流など、最も地域生活に密着した施設として、こども文化センターの再編強化、機能の再構成を期待する。指定管理の仕様に反映させてほしい。	これまでも、こども文化センターについては、乳幼児から成人が利用し、また、おおむね中学校区に1か所設置されているという利便性を活かした施設の活用のあるり方について検討を行い、地域の中の多世代の人々が交流することのできる拠点として機能強化を図ります。	B
10	多様な子育て世代のニーズに対応するために、相談・コーディネート機能として、保育関係の情報だけでなく、広く地域の資源の情報も含めた子ども・子育てに関する情報把握・提供をしてほしい。	母子保健事業では、母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業等、様々な機会を通じて、子育てに関する情報把握・提供に努めています。 また、全市版の子育てガイドブックや、各区版の子育て情報誌の作成、子育て応援ナビによる情報発信など、多様な方法による情報提供を引き続き行ってまいります。	B
11	子ども・子育て情報を必要な子育て家庭に届けるために、地域に出るアウトリーチ型の支援など寄り添い型の利用者支援の充実を望む。	現在、乳児家庭全戸訪問事業におきまして、訪問指導員または地域の訪問員が地域の支援情報をお届けしながら子育て家庭を訪問するなど母子保健事業等の様々な機会を通じて、子どもの健やかな成長と育児不安の軽減を図るよう努めています。今後は、さらに個別の相談支援の充実に向けて母子保健事業の在り方について検討を行います。	C
12	川崎市では、保育を家庭で行う家庭が45%であり、子育ての悩みなどを支援できる体制づくりのためにも、小規模保育事業では、地域の子育て支援のための相談の受け入れや園の開放等地域の子育て家庭へ柔軟に支援を行う事業としてほしい。 【同様意見他1件】	川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例第7条2では、地域社会との交流及び連携を図ることとしていることから、施設の設備や規模に併せた取組を支援してまいります。	C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1 3	<p>子どもの貧困の連鎖・拡大への対応として、すべての子どもの教育の機会が保障され、安定した生活が送れるよう、早急に経済的負担軽減・支援に取り組んでほしい。</p>	<p>国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である」と規定されています。</p> <p>本市においても、子ども施策のより一層の推進の一環として、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、各部局間の連携のあり方と取組の充実について検討を進めます。</p>	C
1 4	<p>社会全体で子育てを支える機運作りやきめ細やかな子育て支援の充実に向けて、国のガイドラインの中で示されている地域子育て支援センターの地域支援と利用者支援の2つの機能強化をして整備を行ってほしい。</p>	<p>利用者支援・地域支援につきましては、平成25年度の国の地域子育て支援拠点事業実施要綱の中で、機能強化型として類型が示されたところですが、平成26年度に地域子育て支援拠点事業実施要綱が改正され、機能強化型の類型が廃止となり、新たに利用者支援実施要綱が示され、市町村窓口などで実施することとされております。</p> <p>本市におきましては、利用者支援事業について、次年度より各区の保健福祉センター7か所及び、川崎区の各地区健康福祉ステーション2か所の合計9か所で開催する予定となっております。</p>	D
1 5	<p>高齢者、障害者、世代やハンディを超えて利用できる交流拠点を増やし、社会全体が子どもを大切にし、子どもを育む仕組み求められていると考えるので、支援拠点となる空き家、空き店舗等が活用しやすい制度づくりを行ってほしい。</p> <p>【同様意見他1件】</p>	<p>社会全体で子育てを支えるなど、子どもを生き・育てたいと感じる社会環境の創出が必要です。</p> <p>今後、多世代の交流・支え合いなど、本市の地域特性を踏まえ、川崎らしい仕組みの構築に向けた取組の検討を進めてまいります。</p>	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
16	<p>企業におけるワークライフバランスの普及・啓発のため、市職員（特に男性職員）の育児休暇取得の推進等、川崎市が手本となって、企業への普及・啓発をしてほしい。</p>	<p>川崎市役所では、職員の仕事と子育てをはじめとする生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保することを目的として、川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画（以下「計画」という。）を策定し、育児休業等の取得しやすい環境づくり等の取組を行っています。また、計画の実施状況を市ホームページにて公表しています。</p>	D
17	<p>子育て支援拠点は、児童館型だけでなく、民間NPO等を活用したひろば場型事業を地域に広げてほしい。</p> <p>【同様意見他1件】</p>	<p>平成25年度の国の要綱改正に伴い、地域子育て支援センターの類型が、センター型とひろば型が一般型に統合され、児童館型が連携型に変更されており、現在、本市では子育て支援拠点として、保育所で実施する一般型の地域子育て支援センター27か所と、NPO法人や地域の子育て団体に委託し、こども文化センターで実施する連携型の地域子育て支援センター26か所の、計53か所で事業を実施しているところです。</p> <p>今後につきましても、引き続き、地域の子育て支援機能の充実に向けた取り組みを推進してまいります。</p>	D

(7) 第4章(基本目標Ⅲ)に関すること(22件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
18	<p>現在の幼稚園について、市として認定こども園への移行を促進するとしているが、認定こども園、および新制度における施設給付型幼稚園への移行に伴うメリット・デメリットを明確にし、国および市が移行促進する理由を明確にしてほしい。</p>	<p>認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設で、様々なニーズに柔軟に対応できることから、今後需要が伸びていくものと考えています。</p> <p>認定こども園への移行にあたっては、2号、3号認定の子どもを受け入れるための施設整備等が必要となりますが、幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育の実施、多様なニーズへの対応を図るため、幼稚園から認定こども園への移行を支援してまいります。</p> <p>また、幼稚園については、新制度に移行すると給付の仕組みが変わりますが、日々実践されている教育は変わらず実施されます。幼稚園の新制度への移行は、幼稚園事業者の選択によりますが、移行により県から市の所管となり、幼児期の教育・保育の提供体制の総合的な確保に努めてまいります。</p>	B
19	<p>従来の幼稚園を継続する園に対する促進策については、各幼稚園事業者および利用者(保護者)の意見を十分に尊重したうえで実施してほしい。</p>	<p>幼児教育に対する充実・振興支援策につきましては、幼稚園事業者や保護者を含む関連団体の意見を踏まえ、引き続き、必要な支援を実施してまいります。</p>	B
20	<p>保育所における保育士、看護師等の採用が大変困難な中、近隣都市では既に処遇改善が図られている。本市における保育士等の処遇の改善をお願いしたい。</p>	<p>保育所職員の処遇改善については、急増する保育所の人材確保と既に雇用されている職員の安定雇用のため、大変重要なことであると認識しています。</p> <p>本市においても、国の定める処遇改善事業に加え、今後は市の加配職員相当分の処遇改善事業を併せて実施し、職員採用等における優位性を高めてまいります。</p>	B



番号	意見要旨	本市の考え方	区分
2 1	<p>市は全ての保育所において障害児を受け入れていることを基本としている。保育所で障害児を保育していることの認知が低く、また保育所への適応に不安がある保護者も多い。市の取組の啓発活動を検討してほしい。</p>	<p>川崎市公営保育園では昭和51年より障害児保育を開始し、現在認可保育所の全てで障害児を受け入れております。受け入れについては、健康管理委員会で集団保育が可能であるか等を審査した上で、児童の状況に応じて受け入れをしております。</p> <p>今後も、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通じてともに成長できるよう、区役所等における適切な情報提供等に努めてまいります。</p>	B
2 2	<p>保育士自身の幼少時代の母子関係の問題など、心理的成熟・状況によって子どもの養育に反映されてしまうため、保育士の質の向上のためにカウンセリング制度の導入は価値のあることであると考えます。</p>	<p>保育士の言動が子どもの育ちに大きな影響を与える存在であることから、高い倫理性を求められています。今後も、人権や倫理等に関して園長（施設長）による職員のケアマネジメントを含む助言や研修の機会を設け、保育士1人ひとりの資質向上を図ってまいります。</p>	B
2 3	<p>一時保育を利用しようとしても、開始時間が遅く仕事に間に合わない。一時保育の保育時間の延長をお願いしたい。</p>	<p>一時保育の保育時間については、現在、8時30分から17時までの8時間30分を原則として、各施設の判断で、時間を前後させたり、延長させたりできることとしています。しかしながら、施設の意向だけでは、保育時間の拡大も促進されないため、今後は、時間延長に係る加算補助などを行い、事業の推進に努めます。</p>	B

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
24	フルタイムで働いているにもかかわらず、認可保育園に預けられない状況を早急に改善してほしい。	本市においては、平成23年度から25年度までに4,400人以上の認可保育所の受入枠の拡充をしており、平成27年4月に向けては、認可保育所や小規模保育事業の新設等により2,482人の大幅な保育受入枠の拡充を予定しています。本計画素案においても、保育需要の見込みは伸びていることから、引き続き認可保育所等の整備を進めてまいります。	B
25	小規模保育事業の定員は19名以下であるが、保育室の面積に余裕がある場合には、19名に加えて、さらに一時保育ができる柔軟な制度としてほしい。 【同様意見他1件】	保育室の面積及び保育従事者に余裕がある場合は、事業者との協議のうえ、必要な保育サービスの充実に向けて検討してまいります。	C
26	一時預かりのニーズは高まっており、誰もが安心して利用できるよう、認可保育園だけでなく民間保育園における一時預かりの支援の充実（助成金による利用料金の緩和、質の確保等）を図ってほしい。 【同様意見他1件】	川崎認定保育園については、本市における待機児童解消のための重要な施策です。 今後につきましても、制度の継続を図るとともに、支援のあり方を検証していきます。 また、認可保育所や小規模保育事業等への認可化に合わせて、地域子ども・子育て支援事業による、一時保育事業の実施についても併せて検討していきます。	C
27	保育園単位で一律となっている川崎認定保育園のリフレッシュ保育への助成金について、利用者の受け入れ促進のために、利用件数や利用時間に応じた形で助成するよう見直してほしい。 【同様意見他1件】		C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
28	<p>認可外保育施設における休日保育のニーズは高まっており、各区で実施されている休日保育を、認可保育園利用者だけでなく、川崎認定保育園利用者にも拡大することを希望する。実施できなければ、認可外保育施設における休日保育のニーズは高まっており、川崎認定保育園の休日保育実施園に助成してほしい。</p> <p>【同様意見他1件】</p>	<p>認可保育所における休日保育事業の対象範囲については、新制度の施行に伴う休日保育事業の給付化（通常保育化）によって、拡大に向けた見直しが必要となっており、現行の認可保育所における連携体制と同様の枠組みがどこまで保持できるかを休日保育実施園と検証の上、慎重に検討します。</p> <p>川崎認定保育園の開所日は、月曜～金曜または土曜日となっており、休日開所については、施設の独自判断となります。今後につきましても、制度の継続を図るとともに、支援のあり方を検証していきます。</p>	C
29	<p>多くの税金を払っている高額所得者よりも低額所得者の方が保育園に入りやすいという選考基準に疑問を感じる。高額所得者は高い保育料を払ってもらうかわりに、所得によって優先順位をつけるのをやめてはどうか。</p>	<p>本市では、利用調整基準に基づき、保育所ごと、年齢ごとに児童の保育を必要とする程度を判断し、ランク・指数・項目点の高いお子様から入所の内定をしています。</p> <p>児童福祉の観点から、所得の状況を最終的な調整項目として判断し、基準では、同点となった場合の取扱いとして、所得状況のより低い世帯を入所とすることとしております。</p>	D
30	<p>公立保育所の民営化について、老朽化した施設を改修、運営をしていくことができる民間事業者は非常に限られると思うので、民営化にあたっては、「建替えを伴う民営化」を原則とし、代替地の設定を含めて市が責任を持って実施してほしい。</p>	<p>本市は、保育所入所申請者が増加の一途を辿っている状況等を鑑み、限られた財源の中で市民の増大する保育需要に対応するため、順次民営化の取り組みを進めています。</p> <p>今後の民営化手法については、建設コストの増加や環境配慮の必要性等から、必ずしも建替えにこだわるのではなく、他都市でも実績のある、公募による「譲渡」や「貸付」等も必要と考えています。</p>	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
3 1	公立保育所の民営化の目途が 2021 年とあるが、代替地の設定や建替えを伴う民営化を求めることから、期限ありきの民営化方針とならぬよう期限の設定を行わないでほしい。	本市は、平成 24 年度に、地域のこども・子育て支援、民間保育所等への支援、及び公・民保育所人材育成の 3 つの機能を持つ、各区 3 か所の「新たな公立保育所」が民間保育所と連携しながら市全体の保育の維持・向上を図る一方、現在ある他の公立保育所については、引き続き 10 年程度を目途に民営化の取り組みを進めてまいります。	D
3 2	施設の広さ、定員数の規程にとらわれることなく、地域の家庭が必要としている支援に取りくむ団体に目を向けてほしい。	多様な運営主体による保育事業の推進にあたっては、保育サービスの質の維持と向上も併せて求められていることから、	D
3 3	社会福祉法人や NPO 法人といった規程により子育て支援団体の適・不適を諮るのではなく、核家族・共働き家族の実情を多面的に把握し、ニーズに答えている団体も援助してほしい。	市が一定の基準等を満たしているかを確認し、安定した質の高い保育を継続的实施できるよう、運営主体に対する必要な支援に努めてまいります。	D
3 4	4 月からの勤務先の内定が出ているというだけでは、認可保育園にはほぼ入れないと聞いている。勤務先からの予想勤務時間の証明等により入所の選考をお願いしたい。	認可保育所の利用調整については、保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、川崎市を含むすべての自治体で利用調整を行うことと、児童福祉法等で規定されています。本市の利用調整基準では、別表 1 の保護者の状況のうちの「居宅外労働」については、申請書類提出締切日時点で提出されている書類で判定し、現に就労中の方と、申請締切日時点において就労されていない方とでは、現に就労している方を上位に取り扱うこととしています。	D
3 5	保育所の入所要件について、一時保育の要件が緩和され、一時保育の子どもの取扱いが軽くなった。一時保育から通常保育への移行は理想的である。再考をお願いしたい。	保育を必要とする要件の就労の下限時間については、国の規則で要件が緩和されたものの、本市においては、従来どおりの要件設定としています。したがって、一時保育と通常保育で対象となる児童は、従来どおり、原則区別がされております。	D

(8) 第4章(基本目標Ⅳ)に関すること(8件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
36	<p>保育園整備に偏らず、小学生になってからのギャップをもっと緩やかにしてほしい。小1の壁に関する安心した解決策を盛り込んでほしい。具体的にはきちんと学童機能を設定していただきたい。長期休暇に利用してもプールやイベントもなく、狭い中で退屈。長い一日と長い期間過ごすのはストレスとなる。受益者負担の意味はそうした不足を補うものなのか。具体的なことがないので明確にしてほしい。</p> <p>【同様意見他1件】</p>	<p>放課後児童健全育成事業を包含したわくわくプラザ事業を全ての市立小学校において全ての就学児童を対象として実施していくとともに、その質の維持・向上を図っていくことは大変重要であると考えております。</p> <p>今後は、わくわくプラザを利用している家庭の多様なニーズへの対応及び開所時間の拡充に向けた検討とともに、適正な受益と負担の関係についての検討を進めます。</p>	C
37	<p>本市には、雨の日でも安心して遊び楽しむことができる小学生向けの施設(東京都児童館、横浜市ログハウス等)がなく、誰でも無料で利用できる活動の場を作してほしい。</p>	<p>本市では、おおむね中学校区に1か所設置しているこども文化センターにおいて多様な遊びを提供するとともに、子どもの権利条例を具現化し、子どもが主体性を発揮して遊べる施設である子ども夢パークを高津区に設置しており、天候に左右されず、小学生も含めた子どもが無料で安心して遊びを楽しむ場を提供しているところでございます。</p>	D
38	<p>今後の学童保育利用者の増加は必至であり、多様なニーズ対応や、子ども、家庭への平等な支援をするために、民間学童クラブへの助成を要望する。</p> <p>【同様意見他1件】</p>	<p>民間の事業者による放課後児童健全育成事業については、地域において様々な運営形態により実施されており、さらに、本市の放課後児童健全育成事業につきましては、わくわくプラザ事業により子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対し対応が可能であることなどから、新たな助成は行わず、引き続き、下水道使用料及びごみ処理手数料の減免措置等の従来支援を継続してまいります。</p>	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
39	中原区では子どもの数が激増しているが、商業施設ばかりであり、まちづくり計画の中に子どもの文化を育む施設づくりを義務付けてほしい。	本市では、乳幼児から成人まで利用できるこども文化センターを概ね中学校区に1か所設置しており、中原区では8中学校区に10か所設置するなど、児童館の運営を通して児童の健全育成に取り組んでいるところでございます。	D
40	中原区の民間学童施設に入所するためには、3歳（年少）になる4月に申込みをしないと入れない。3年先の予定の学童施設の情報提供をお願いしたい。	本市では、毎年発行している「かわさきし子育てガイドブック」において、市に届出をしている民間の放課後児童健全育成事業者について情報提供を行っています。 民間事業者につきましては、児童の募集形態や利用にかかる契約方法等が様々であり、また、年度によってその内容に変更が生じる可能性もありますので、3年先の利用を予定しての学童施設の情報提供は難しいものと考えております。	D
41	武蔵小杉駅周辺では、小学校区と民間学童対象エリアが生活圏から離れている場合が多く、公立小学校区の選択肢を保護者に与えてほしい。	特定の学校に児童が集中したり、学校と地域・保護者とのつながりが希薄化する恐れがあるなど、様々な課題がありますので、学校選択制については現在のところ実施を予定しておりません。	D

(9) 第4章（基本目標V）に関すること（12件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
42	素案の93ページの図であるが、地域療育センターは18歳未満の子どもを対象としているので修正をお願いする。	図「川崎市における障害児等への支援施策概要」の地域療育センターの対象年齢を18歳未満となるよう修正しました。	A
43	93ページの図で、発達障害者支援センター（川崎市発達相談支援センター）と記載があるが、94、95ページでは「発達相談支援センター」とだけあり、同一の場所を指しているのか、発達相談支援機能のことを表しているのかわかりづらい。	文中の文言との整合性を図るため、図「川崎市における障害児等への支援施策概要」の「発達障害者支援センター（川崎市発達相談支援センター）」の表記を、「発達相談支援センター」に修正しました。	A

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
4 4	放課後等デイサービス、児童発達支援事業所における子どもたちの居場所づくり、生活力向上への取組がさらに充実するよう図ってほしい。	身近な地域における通所支援事業所や乳幼児を対象とする児童発達支援事業所等並びに学齢児を対象とする放課後等デイサービス事業所などの拡充に引き続き努めていきたいと考えております。	B
4 5	(障害児の) 個の能力・生活力向上とあわせて、多様性を受け入れる豊かな集団づくりに取り組んでほしい。	<p>現在、障害のある子どもや発達障害のある子どもの状況に応じながら、保育所や幼稚園、わくわくプラザにおいて、それぞれの施設・事業の目的に合わせ、子どもの集団生活を支援しております。</p> <p>保育所では、障害児や発達障害のある子どもの状況を把握し、指導計画の中に位置づけ、個に応じた関わりと、集団の中の一員としての関わりの両面を大事にした保育に心がけ、幼稚園では、各園の考え方はございますが、特別な支援が必要な子どもの受け入れについて幼児教育相談員の派遣や必要な経費の助成など乳幼児期の成長に応じて集団的な生活における支援に取り組み、そして、全ての就学児童を対象としたわくわくプラザでは、障害のある子どもの安全な居場所の確保と主体的な遊びや生活の支援を行っているところでございます。</p> <p>このような子ども・子育て支援施策における豊かな集団づくりに向けて、保健福祉センターや発達相談支援センターなどの専門機関との連携、ネットワーク化による支援体制の強化を検討し、障害のある子どもの総合的な支援体制の構築を進めてまいります。</p>	B

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
46	(障害児を含む)子ども期の相談支援の責任の担い手はどこか。	障害児の相談支援につきましては、市民に身近な区役所保健福祉センターや、地域	C
47	障害児のサービス利用計画は、知識と経験のある相談員が、子どもの成長を最優先に考えて立てられるような体制を整えてほしい。	で子どもと家庭を支える民間事業者ならびに地域の拠点としての地域療育センター、高度専門支援機関等のそれぞれの役割を踏まえた総合的な支援体制が求められており、障害児のサービス利用計画も含め、今後検討を行ってまいります。	C
48	(障害児施策に関して)各専門機関の民営化が進んでいるが、市で育てた人材・専門職を他の自治体へ流出させずに活用してほしい。	本市の施策により育成された人材・専門職につきましては、その業務を通じて民間に引き継ぐよう努めてまいりたいと考えています。	D
49	障害児の幼稚園入園制限があるようだが、障害者診断により集団生活を経験する機会が阻害されないよう図ってほしい。	川崎市内には私立幼稚園が86園ありますが、各幼稚園事業者の運営・教育方針があり、特別な支援が必要な子どもの入園についても各園おのおの考え方があるものと考えております。 本市としては、幼稚園での特別な支援が必要な子どもの受け入れについては、今後とも必要な支援を行い、幼児期の成長に応じて、集団的な生活における支援に取り組んでまいります。	D
50	母子生活支援施設の認知度が低い。経済的な事情を抱える家庭がより行政に相談しやすくするために、施設の存在の啓発を促進してほしい。	本市では、毎年発行している「かわさきし子育てガイドブック」等において母子生活支援施設について情報提供を行っております。 母子生活支援施設は、母子世帯で、事情により児童の福祉に影響があり、保護及び自立支援を必要としているときに入所できる施設で、利用については区役所保健福祉センターで相談を受け付けております。今後も、支援が必要な方に適切な支援を提供できるよう、相談支援の体制整備の充実に努めてまいります。	D



番号	意見要旨	本市の考え方	区分
5 1	平成 27 年度設置の「情緒障害児短期治療施設」が含まれていないが、どのように計画に組み込まれていくのか。	平成 2 7 年度設置予定の「情緒障害児短期治療施設」につきましては、『V-1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実』に位置付けているところでございます。	D
5 2	障害児施策における現行の個別給付システムは、事業所の運営における経済的基盤が不安定である。質の良いサービスを提供するためには安定して運営できる行政的支援が必要である。	障害児の支援に関しましては、国が定める報酬に基づく給付費により運営を行っていただいているところですが、今後につきましても、国の動向を注視しながら支援の充実に取り組んでまいります。	D
5 3	医療的ケアが必要な子どもなど重い障害のある子どもが自宅で生活するケースが増えている。重い障害のある子どもが地域で暮らし他者と触れ合うことで優しさと思いやりが育まれ、笑顔が生まれる。このような子どもの教育機会の保障と社会参加のあり方が課題である。これらへの対応と人生の選択肢ができることを望む。	病気やけがのために入院して学校に通えない児童生徒に対し、学籍を移した上で、特別支援学校の訪問部から担当教員が自宅を訪問し、病院と連携を深めながら週に 2 回、1 回 2 時間程度の指導を実施しています。また、体調により登校が可能な時は、授業や行事へ参加できる体制も整えられています。今後につきましても、医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境の整備や学習指導等の体制の充実を図ります。また、特別な教育的支援の必要な子どもたちのライフステージに応じて指導内容や成果を引き継ぐような連携を図るとともに、引き続き、障害児通所支援の充実に取り組んでまいります。	D

(10) 第4章（基本目標VI）に関すること（8件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
54	<p>まちづくり施策においては「人」を最重点とおき、その中で「子ども」に対する特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>子どもや子育て世帯を含め、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることができるよう、「川崎市福祉のまちづくり条例」やバリアフリー基本構想等に基づき、バリアフリーに配慮した公共的施設の整備等に取り組んできました。引き続き、これらに基づき、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを進めてまいります。</p>	B
55	<p>公園の回転遊具の撤去に伴い、他の遊具も撤去されてしまっている。園庭を持たない保育園は公園での保育が大半であり、幼児の健全育成のために、公園への遊具の設置を強力に推進してほしい。</p>	<p>身近な公園は、子どもの健全な育成の一翼を担うものであるため、公園の使用状況や地域の方々の御意見を伺いながら、遊具の設置を進めてまいります。</p>	B
56	<p>交通安全事業において、特に自転車の交通ルール遵守・マナー意識向上を重点的に強化してほしい。</p> <p>自立した見識のあるモラルやマナーの意識の高い「大人」として、次代の川崎市を担うように育てることが大事な視点であるので、子どもに対する自転車の交通ルール・マナー意識向上のための教育を幼いころから義務教育期間まで一貫して実施してほしい。</p>	<p>市では、自転車利用者に対して、交通ルールの遵守や安全マナーの向上を図ることは重要な課題として認識しております。そこで、地域の方々や警察、関係機関等と連携して、小学校等においては自転車の安全な乗り方教室、中学校等においては、スタントマンが交通事故を再現する「スクエアドストレイト方式」による交通安全教室等を開催するなど年齢段階に応じた交通安全教育を実施しております。</p> <p>今後も地域の方々や警察、関係機関等と連携して自転車利用者が安全運転を心がけ、マナーの向上が図られるよう効果的かつ継続的な啓発活動や交通安全教育に取り組んでまいります。</p>	B

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
57	子どもたちやその親の病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要である。	<p>受動喫煙に関しては、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例が平成22年4月1日から施行されており、本市におきましても、子ども関連施設内や催し等における喫煙の禁止を遵守しています。</p> <p>また、本市の取組として、市内の小中学校及び中学校を中心に児童・生徒への喫煙防止教育を実施しているほか、飲食店に対する受動喫煙防止対策の促進や、各区保健福祉センターにおける禁煙相談を実施しているところでございます。</p>	D
58	保育所・幼稚園の父母同居の家族の喫煙者がいる状況に対して、喫煙・禁煙の知識の普及・周知のためにも保育園、幼稚園、小中学校等を通じた保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等、焦点を絞ったプログラムの実施が望ましい。		D
59	保育園、幼稚園、小中学校、子ども関連施設内や催し等における全面禁煙の徹底・遵守をお願いしたい。		D
60	道路、飲食店・サービス業等における受動禁煙の健康リスクの明示の義務付けも必要、有効ではないか。		D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
6 1	<p>小学校近辺だけでなく、幼稚園・保育園をはじめとする未就学児が集う施設周辺については、車両規制や歩道整備をはじめ、万が一の事故を可能な限り防ぐための措置をお願いしたい。</p>	<p>本市においては、用地買収による道路幅の際や道路幅員が広い道路においてブロック等による構造分離した歩道の整備を行っています。また歩道設置が困難な道路についても、必要に応じて路側帯のカラー舗装による歩行空間の確保を進めています。今後も通学児童等の歩行者の安全確保を目指して、歩道整備等による歩行空間の確保に努めてまいります。</p> <p>また、交通事故の未然防止・抑止対策としまして、交通ルールの周知や安全マナーの向上が重要な課題であると認識しております。そこで、幼稚園や保育園等において、こどもや保護者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、地域の方々や警察等と連携し、該当キャンペーン等を実施する等、広報・啓発活動を通じて交通ルールの遵守やマナー向上に取り組んでいます。今後も地域の方々や警察等と連携して交通事故の減少に向けた効果的かつ継続的な広報啓発活動や交通安全教室に取り組んでまいります。</p>	D

(11) 第5章に関すること (1件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
6 2	<p>地域子ども・子育て支援事業は障害児も利用できるのか。障害の有無で支援の入り口が分けられることのないように願いたい。</p>	<p>障害のある子どもに対する支援は障害のない子どもに対する支援と同じく、地域の中で、その能力や可能性を伸ばしていけるよう地域で必要な支援を行うことが大切であると考えております。</p> <p>障害のある子ども・子育て家庭に対しては子どもの状況に応じて、必要な支援を行ってまいります。</p>	D

(12) 第6章に関すること (3件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
63	計画を策定すれば終わりということではなく、実施状況の継続的な点検・評価・審議が大切である。	計画の進行管理は毎年行い、施策や見込みの達成状況等について評価します。評価・改善にあたっては、継続的に点検・評価・見直しを行っていくPDCAサイクル	B
64	計画の点検・評価において、数の達成だけでなく、課題解決や本来の目的実現の視点での点検・評価を期待する。	の役割として川崎市子ども・子育て会議において施策の見込みや達成状況を評価し、評価結果はホームページ等を通して公表します。	B
65	ニーズの見込みと実態のずれの検証も必要である。	計画の進捗状況については、平成29年度を目途に中間評価を実施するものとし、内容の見直しを含め、計画の検証を行うこととしております。	B